

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	福祉部 福祉政策課
委 託 業 務 名	生活困窮者自立相談支援事業等業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目 1 - 1
概 要	・ 自立相談支援業務 ・ アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務 ・ 子どもの学習支援業務 ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
契 約 金 額	5 3 , 3 8 4 , 1 4 7 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 〔名 称〕 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	大津市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした公益性の高い法人であり、行政、福祉関係団体や学区社会福祉協議会、民生委員児童委員など地域に根ざした団体とも密接なネットワークを有している団体である。 また、令和 2 年 3 月から緊急小口資金等の特例貸付の窓口として、本市の生活困窮者の実態を把握していることに加え、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職も多く在籍しており、生活困窮者が抱える複合的で多様な課題に対し、包括的な支援を行うことができ、生活困窮者が地域に参加できる場づくりなど地域のネットワークを活かした社会資源を開発していくことが可能な唯一の法人であるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。